

新 旧 対 照 表

別紙

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前																		
<p>1 提出できる法定資料の種類 光ディスク及び磁気ディスクにより提出できる法定資料は、次の <u>56</u> 種類とする。 (1)～(30) (省 略) <u>(31) 先物取引に関する支払調書(暗号資産デリバティブ取引用)</u> <u>(32) 金地金等の譲渡の対価の支払調書</u> <u>(33) 給与所得の源泉徴収票</u> <u>(34) 退職所得の源泉徴収票</u> <u>(35) 公的年金等の源泉徴収票</u> <u>(36) 信託の計算書</u> <u>(37) 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書</u> <u>(38) 名義人受領の利子所得の調書</u> <u>(39) 名義人受領の配当所得の調書</u> <u>(40) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書</u> <u>(41) 譲渡性預金の譲渡等に関する調書</u> <u>(42) 新株予約権の行使に関する調書</u> <u>(43) 株式無償割当てに関する調書</u> <u>(44) 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書</u> <u>(45) 生命保険金・共済金受取人別支払調書</u> <u>(46) 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書</u> <u>(47) 退職手当金等受給者別支払調書</u> <u>(48) 保険契約者等の異動に関する調書</u> <u>(49) 信託に関する受益者別(委託者別)調書</u> <u>(50) 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書</u> <u>(51) 特定新株予約権の付与に関する調書</u> <u>(52) 特定株式等の異動状況に関する調書</u> <u>(53) 特定口座年間取引報告書</u> <u>(54) 非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書</u> <u>(55) 国外送金等調書</u> <u>(56) 国外証券移管等調書</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 ファイルの仕様 (1) 所得税法に規定する法定資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">法定資料の名称</th> <th style="background-color: #ffff00;">参考法令</th> <th style="background-color: #ffff00;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(30) (省 略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(31) 先物取引に関する支払調書(暗号資産デリバティブ取引用)</u></td> <td><u>所得税法施行規則・別表五(三十一)</u></td> <td><u>388dat**.txt</u></td> </tr> </tbody> </table>	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(1)～(30) (省 略)			<u>(31) 先物取引に関する支払調書(暗号資産デリバティブ取引用)</u>	<u>所得税法施行規則・別表五(三十一)</u>	<u>388dat**.txt</u>	<p>1 提出できる法定資料の種類 光ディスク及び磁気ディスクにより提出できる法定資料は、次の <u>55</u> 種類とする。 (1)～(30) (同 左) (新 設) <u>(31) 金地金等の譲渡の対価の支払調書</u> <u>(32) 給与所得の源泉徴収票</u> <u>(33) 退職所得の源泉徴収票</u> <u>(34) 公的年金等の源泉徴収票</u> <u>(35) 信託の計算書</u> <u>(36) 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書</u> <u>(37) 名義人受領の利子所得の調書</u> <u>(38) 名義人受領の配当所得の調書</u> <u>(39) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書</u> <u>(40) 譲渡性預金の譲渡等に関する調書</u> <u>(41) 新株予約権の行使に関する調書</u> <u>(42) 株式無償割当てに関する調書</u> <u>(43) 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書</u> <u>(44) 生命保険金・共済金受取人別支払調書</u> <u>(45) 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書</u> <u>(46) 退職手当金等受給者別支払調書</u> <u>(47) 保険契約者等の異動に関する調書</u> <u>(48) 信託に関する受益者別(委託者別)調書</u> <u>(49) 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書</u> <u>(50) 特定新株予約権の付与に関する調書</u> <u>(51) 特定株式等の異動状況に関する調書</u> <u>(52) 特定口座年間取引報告書</u> <u>(53) 非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書</u> <u>(54) 国外送金等調書</u> <u>(55) 国外証券移管等調書</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 ファイルの仕様 (1) 所得税法に規定する法定資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">法定資料の名称</th> <th style="background-color: #ffff00;">参考法令</th> <th style="background-color: #ffff00;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(30) (同 左)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新 設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(1)～(30) (同 左)			(新 設)		
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																	
(1)～(30) (省 略)																			
<u>(31) 先物取引に関する支払調書(暗号資産デリバティブ取引用)</u>	<u>所得税法施行規則・別表五(三十一)</u>	<u>388dat**.txt</u>																	
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																	
(1)～(30) (同 左)																			
(新 設)																			

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

(32) 金地金等の譲渡の対価の支払調書	所得税法施行規則・別表五 (三十二)	368dat**.txt
(33) 給与所得の源泉徴収票	所得税法施行規則・別表六 (一)	375dat**.txt
(34) 退職所得の源泉徴収票	所得税法施行規則・別表六 (二)	316dat**.txt
(35) 公的年金等の源泉徴収票	所得税法施行規則・別表六 (三)	377dat**.txt
(36) 信託の計算書	所得税法施行規則・別表七 (一)	357dat**.txt
(37) 有限責任事業組合等に係る組員所得に関する計算書	所得税法施行規則・別表七 (二)	354dat**.txt
(38) 名義人受領の利子所得の調書	所得税法施行規則・別表八 (一)	329dat**.txt
(39) 名義人受領の配当所得の調書	所得税法施行規則・別表八 (二)	318dat**.txt
(40) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書	所得税法施行規則・別表八 (三)	378dat**.txt
(41) 譲渡性預金の譲渡等に関する調書	所得税法施行規則・別表八 (四)	319dat**.txt
(42) 新株予約権の行使に関する調書	所得税法施行規則・別表九 (一)	349dat**.txt
(43) 株式無償割当てに関する調書	所得税法施行規則・別表九 (二)	355dat**.txt
(44) 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書	所得税法施行規則・別表九 (三)	369dat**.txt

改 正 前

(31) 金地金等の譲渡の対価の支払調書	所得税法施行規則・別表五 (三十二)	368dat**.txt
(32) 給与所得の源泉徴収票	所得税法施行規則・別表六 (一)	375dat**.txt
(33) 退職所得の源泉徴収票	所得税法施行規則・別表六 (二)	316dat**.txt
(34) 公的年金等の源泉徴収票	所得税法施行規則・別表六 (三)	377dat**.txt
(35) 信託の計算書	所得税法施行規則・別表七 (一)	357dat**.txt
(36) 有限責任事業組合等に係る組員所得に関する計算書	所得税法施行規則・別表七 (二)	354dat**.txt
(37) 名義人受領の利子所得の調書	所得税法施行規則・別表八 (一)	329dat**.txt
(38) 名義人受領の配当所得の調書	所得税法施行規則・別表八 (二)	318dat**.txt
(39) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書	所得税法施行規則・別表八 (三)	378dat**.txt
(40) 譲渡性預金の譲渡等に関する調書	所得税法施行規則・別表八 (四)	319dat**.txt
(41) 新株予約権の行使に関する調書	所得税法施行規則・別表九 (一)	349dat**.txt
(42) 株式無償割当てに関する調書	所得税法施行規則・別表九 (二)	355dat**.txt
(43) 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書	所得税法施行規則・別表九 (三)	369dat**.txt

(2) 相続税法に規定する法定資料

法定資料の名称	参考法令	ファイル名
(45) 生命保険金・共済金受取人別支払調書	相続税法施行規則・第五号書式	323dat**.txt
(46) 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書	相続税法施行規則・第六号書式	324dat**.txt
(47) 退職手当金等受給者別支払調書	相続税法施行規則・第七号書式	325dat**.txt
(48) 保険契約者等の異動に関する調書	相続税法施行規則・第八号書式	386dat**.txt
(49) 信託に関する受益者別(委託者別)調書	相続税法施行規則・第九号書式	358dat**.txt

(2) 相続税法に規定する法定資料

法定資料の名称	参考法令	ファイル名
(44) 生命保険金・共済金受取人別支払調書	相続税法施行規則・第五号書式	323dat**.txt
(45) 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書	相続税法施行規則・第六号書式	324dat**.txt
(46) 退職手当金等受給者別支払調書	相続税法施行規則・第七号書式	325dat**.txt
(47) 保険契約者等の異動に関する調書	相続税法施行規則・第八号書式	386dat**.txt
(48) 信託に関する受益者別(委託者別)調書	相続税法施行規則・第九号書式	358dat**.txt

(3) 租税特別措置法に規定する法定資料

法定資料の名称	参考法令	ファイル名
(50) 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書	措置法施行規則・別表四	364dat**.txt
(51) 特定新株予約権の付与に関する調書	措置法施行規則・別表六 (一)	342dat**.txt
(52) 特定株式等の異動状況に関する調書	措置法施行規則・別表六 (二)	343dat**.txt
(53) 特定口座年間取引報告書	措置法施行規則・別表七 (一)	385dat**.txt
(54) 非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書	措置法施行規則・別表七 (三)	387dat**.txt

(3) 租税特別措置法に規定する法定資料

法定資料の名称	参考法令	ファイル名
(49) 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書	措置法施行規則・別表四	364dat**.txt
(50) 特定新株予約権の付与に関する調書	措置法施行規則・別表六 (一)	342dat**.txt
(51) 特定株式等の異動状況に関する調書	措置法施行規則・別表六 (二)	343dat**.txt
(52) 特定口座年間取引報告書	措置法施行規則・別表七 (一)	385dat**.txt
(53) 非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書	措置法施行規則・別表七 (三)	387dat**.txt

改 正 後

改 正 前

(4) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する法定資料

(4) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する法定資料

法定資料の名称	参考法令	ファイル名
(55) 国外送金等調書		350dat**.txt
(56) 国外証券移管等調書		373dat**.txt

法定資料の名称	参考法令	ファイル名
(54) 国外送金等調書		350dat**.txt
(55) 国外証券移管等調書		373dat**.txt

4 レコードの内容及び記録要領
レコードの内容及び記録要領は、P10～P91のとおり。

4 レコードの内容及び記録要領
レコードの内容及び記録要領は、P10～P90のとおり。

5～7 (省 略)

5～7 (同 左)

改 正 後

改 正 前

8 申請書の様式
(表面)

8 申請書の様式
(表面)

支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書
 支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	所在地 (住所)	(〒 -)
	名称 (氏名)	
	法人番号	
	代表者氏名	
	この申請について応答できる方の所属及び氏名 (電話 - -)	
支払調書等の提出については、所得税法第228条の4、相続税法第59条、租税特別措置法第42条の2の2、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の3の規定によりたいので申請します。		
提出開始年月	令和 年 月以降提出分	
光ディスク等の種類	<input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> MO <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> DVD (裏面も確認願います。)	
本店等一括提出を行う場合	本店等の所在地	所轄税務署
	本店等の名称	
	理由	
	提出方法	<input type="checkbox"/> 光ディスク等 <input type="checkbox"/> e-Tax等
参 考 事 項		

(注) 提出された光ディスク等は返却できません。

※ 税務署 整理欄	通信日付印の年月日	確認
	整理番号	番号確認

03.06

支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書
 支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	所在地 (住所)	(〒 -)
	名称 (氏名)	
	法人番号	
	代表者氏名	
	この申請について応答できる方の所属及び氏名 (電話 - -)	
支払調書等の提出については、所得税法第228条の4、相続税法第59条、租税特別措置法第42条の2の2、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の3の規定によりたいので申請します。		
提出開始年月	令和 年 月以降提出分	
光ディスク等の種類	<input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> MO <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> DVD (裏面も確認願います。)	
本店等一括提出を行う場合	本店等の所在地	所轄税務署
	本店等の名称	
	理由	
	提出方法	<input type="checkbox"/> 光ディスク等 <input type="checkbox"/> e-Tax
参 考 事 項		

(注) 提出された光ディスク等は返却できません。

※ 税務署 整理欄	通信日付印の年月日	確認
	整理番号	番号確認

03.06

改 正 後

改 正 前

(裏面)

(裏面)

提出できる光ディスク等の種類は、原則として以下のとおりです。

提出できる光ディスク等の種類は、原則として以下のとおりです。

項目	種類	FD	MO	CD	DVD
光 デ ィ ス ク 等 の 規 格 等	サイズ	3.5 インチ	3.5 インチ	12 c m	12 c m
	規格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	CD-R	DVD-R
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
	フォーマット	MS-DOS (FAT 形式)		ISO9660 (Level2)/Joliet※	
	記録形式	CSV (カンマ区切形式)			
	記録コード	シフト JIS			
	漢字水準	JIS 第 1 水準及び第 2 水準			

項目	種類	FD	MO	CD	DVD
光 デ ィ ス ク 等 の 規 格 等	サイズ	3.5 インチ	3.5 インチ	12 c m	12 c m
	規格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	CD-R	DVD-R
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
	フォーマット	MS-DOS (FAT 形式)		ISO9660 (Level2)/Joliet※	
	記録形式	CSV (カンマ区切形式)			
	記録コード	シフト JIS			
	漢字水準	JIS 第 1 水準及び第 2 水準			

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

書 き 方 等

書 き 方 等

- この申請書は、支払調書等の光ディスク等による提出の承認を受けようとする場合又は光ディスク等若しくは国税電子申告・納税システム (e-Tax) ※により本店等が支店等の支払調書等を取りまとめて提出 (以下「本店等一括提出」といいます。) することの承認を受けようとする場合に提出するものです。
- この申請書は、最初に支払調書等を光ディスク等により提出 (又は本店等一括提出) しようとする日の2ヵ月前までに、所轄の税務署長に提出してください。
- この申請書の提出の日から2ヵ月を経過する日までに税務署長から承認し、又は承認しない旨の通知がない場合には、その経過する日にその承認があったものとみなされます。
- この申請書の次の欄は、次のように書いてください。
 - 標題のチェックボックスには、該当する申請の種類にチェックを付してください。
 - 「代表者氏名」欄には、申請者が本店等の場合は当該本店等の代表者氏名を、申請者が支店等の場合は当該支店等の責任者氏名を記入してください。
 - 「本店等一括提出を行う場合」欄には、標題で「支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書」を選択した場合に、所要の事項を記入してください。

- この申請書は、支払調書等の光ディスク等による提出の承認を受けようとする場合又は光ディスク等若しくは国税電子申告・納税システム (e-Tax) により本店等が支店等の支払調書等を取りまとめて提出 (以下「本店等一括提出」といいます。) することの承認を受けようとする場合に提出するものです。
- この申請書は、最初に支払調書等を光ディスク等により提出 (又は本店等一括提出) しようとする日の2ヵ月前までに、所轄の税務署長に提出してください。
- この申請書の提出の日から2ヵ月を経過する日までに税務署長から承認し、又は承認しない旨の通知がない場合には、その経過する日にその承認があったものとみなされます。
- この申請書の次の欄は、次のように書いてください。
 - 標題のチェックボックスには、該当する申請の種類にチェックを付してください。
 - 「代表者氏名」欄には、申請者が本店等の場合は当該本店等の代表者氏名を、申請者が支店等の場合は当該支店等の責任者氏名を記入してください。
 - 「本店等一括提出を行う場合」欄には、標題で「支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書」を選択した場合に、所要の事項を記入してください。

改 正 後

改 正 前

○ レコードの内容及び記録要領
(1)～(15) (省 略)

(16) 【非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書：353】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1～20 (省 略)					
21	損益分配割合	整数部	半角	3文字以内	損益分配割合の整数部を記録してください。
22		小数部	半角	3文字以内	損益分配割合の小数部を記録してください。
23～39 (省 略)					

(17)～(30) (省 略)

(31) 【先物取引に関する支払調書(暗号資産デリバティブ取引用)：388】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	法定資料の種類	半角	3文字	「388」を記録してください。	
2	整理番号1	半角	10文字	記録を省略してください。	
3	本支店等区分番号	半角	5文字以内	本店及び支店等が個々に提出すべき支払調書を本店等で取りまとめて一括して提出する場合には、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録してください。	
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地	全角	60文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録してください。	
5	提出義務者の氏名又は名称	全角	30文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録してください。	
6	提出義務者の電話番号	半角	15文字以内	提出義務者の電話番号を記録してください。(例)「03-3216-6811」、 「03(3216)6811」	
7	整理番号2	半角	13文字	記録を省略してください。	
8	提出者の住所(居所)又は所在地	全角	60文字以内	記録を省略してください。	
9	提出者の氏名又は名称	全角	30文字以内	記録を省略してください。	
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には、「1」、その他の場合には「0」を記録してください。	
11	年分	半角	2文字	決済の年を和暦で記録してください。なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」のように記録してください。	
12	先物取引の 差金等決済 をした者	住所(居所)又は所在地	全角	60文字以内	先物取引の差金等決済をした者の住所(居所)又は所在地を記録してください。
13		国外住所表示	半角	1文字	先物取引の差金等決済をした者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録してください。
14		氏名又は名称	全角	30文字以内	先物取引の差金等決済をした者の氏名又は名称を記録してください。
15		先物取引の種類	全角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。

○ レコードの内容及び記録要領
(1)～(15) (同 左)

(16) 【非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書：353】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1～20 (同 左)					
21	損益分配割合	整数部	半角	3文字以内	組合契約に定める損益分配割合の整数部を記録してください。
22		小数部	半角	3文字以内	組合契約に定める損益分配割合の小数部を記録してください。
23～39 (同 左)					

(17)～(30) (同 左)

(新 設)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後						改 正 前					
16	決 済 内 容 (先物取引) (1)	決済損益の額	半角	13 文字以内	決済損益の額を記録してください。 <u>なお、マイナスの場合は、1 文字目に「-」の符号を記録してください。(入力文字基準の「13 文字以内」には、「-」の符号を含めてください。)</u>						
17		委託手数料	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください						
18	決済内容 (先物取引) (2)				「決済内容 (先物取引) (1)」の各項目に準じて記録してください。 <u>ただし、記録すべき事項がない場合には、各項目の記録を省略してください。</u>						
～											
20											
21	決済内容 (先物取引) (3)				(注) 決済内容が 4 以上ある場合には、それ以降の支払内容については、別レコードとしてください。						
～											
23											
24	摘要		全角	100 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。						
25	提出義務者の法人番号		半角	13 文字	提出義務者の法人番号 (13 桁の数字) を記録してください。						
26	先物取引の差金等決済をした者の個人番号		半角	13 文字	先物取引の差金等決済をした者の個人番号 (12 桁の数字) の前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 <u>(例)「123456789012」⇒「0123456789012」</u>						
<p>(32) 【金地金等の譲渡の対価の支払調書：368】 (表 省 略)</p>						<p>(31) 【金地金等の譲渡の対価の支払調書：368】 (同 左)</p>					
<p>(33) 【給与所得の源泉徴収票：375】</p>						<p>(32) 【給与所得の源泉徴収票：375】</p>					
項番	項目名	入力文字基準	記録要領			項番	項目名	入力文字基準	記録要領		
1～53 (省 略)						1～53 (同 左)					
54	寡婦	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。 なお、令和元年分以前の源泉徴収票を作成する場合で、旧措置法*の特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。		54	寡婦	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。 なお、令和元年分以前の現前徴収票を作成する場合で、旧措置法*の特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。	
55～78 (省 略)						55～78 (同 左)					
79	住宅借入金等特別控除区分 (1 回目)	半角	2 文字	住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 ただし、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合は、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 なお、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の住借控除の適用について記録してください。		79	住宅借入金等特別控除区分 (1 回目)	半角	2 文字	住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 ただし、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合は、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 なお、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の住借控除の適用について記録してください。	

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

80～83 (省 略)				
84	住宅借入金等特別控除区分 (2 回目)	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 ただし、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合は、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。
85～131 (省 略)				

80～83 (省 略)				
84	住宅借入金等特別控除区分 (2 回目)	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 ただし、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合は、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。
85～131 (同 左)				

(34) 【退職所得の源泉徴収票：316】
(表 省 略)

(35) 【公的年金等の源泉徴収票：377】
(表 省 略)

(36) 【信託の計算書：357】
(表 省 略)

(37) 【有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書：354】
(表 省 略)

(38) 【名義人受領の利子所得の調書：329】
(表 省 略)

(39) 【名義人受領の配当所得の調書：318】
(表 省 略)

(40) 【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書：378】
(表 省 略)

(41) 【譲渡性預金の譲渡等に関する調書：319】
(表 省 略)

(42) 【新株予約権の行使に関する調書：349】
(表 省 略)

(33) 【退職所得の源泉徴収票：316】
(同 左)

(34) 【公的年金等の源泉徴収票：377】
(同 左)

(35) 【信託の計算書：357】
(同 左)

(36) 【有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書：354】
(同 左)

(37) 【名義人受領の利子所得の調書：329】
(同 左)

(38) 【名義人受領の配当所得の調書：318】
(同 左)

(39) 【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書：378】
(同 左)

(40) 【譲渡性預金の譲渡等に関する調書：319】
(同 左)

(41) 【新株予約権の行使に関する調書：349】
(同 左)

改 正 後	改 正 前
(43) 【株式無償割当てに関する調書：355】 (表 省 略)	(42) 【株式無償割当てに関する調書：355】 (同 左)
(44) 【外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書：369】 (表 省 略)	(43) 【外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書：369】 (同 左)
(45) 【生命保険金・共済金受取人別支払調書：323】 (表 省 略)	(44) 【生命保険金・共済金受取人別支払調書：323】 (同 左)
(46) 【損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書：324】 (表 省 略)	(45) 【損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書：324】 (同 左)
(47) 【退職手当金等受給者別支払調書：325】 (表 省 略)	(46) 【退職手当金等受給者別支払調書：325】 (同 左)
(48) 【保険契約者等の異動に関する調書：386】 (表 省 略)	(47) 【保険契約者等の異動に関する調書：386】 (同 左)
(49) 【信託に関する受益者別（委託者別）調書：358】 (表 省 略)	(48) 【信託に関する受益者別（委託者別）調書：358】 (同 左)
(50) 【上場証券投資信託等の償還金等の支払調書：364】 (表 省 略)	(49) 【上場証券投資信託等の償還金等の支払調書：364】 (同 左)
(51) 【特定新株予約権の付与に関する調書：342】 (表 省 略)	(50) 【特定新株予約権の付与に関する調書：342】 (同 左)
(52) 【特定株式等の異動状況に関する調書：343】 (表 省 略)	(51) 【特定株式等の異動状況に関する調書：343】 (同 左)
(53) 【特定口座年間取引報告書：385】 (表 省 略)	(52) 【特定口座年間取引報告書：385】 (同 左)

改 正 後

(54) 【非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書：387】

項番	項目名		入力文字基準	記録要領
1～19 (省 略)				
20	口座開設者	勘定設定期間(平成26年～29年分)	基準日の住所	全角 60文字以内 書面の記載要領に準じて記録してください。 <u>(注) 令和3年分以降の年間取引報告書を作成する場合には、記録をしないでください。</u>
21			年	半角 2文字 基準日を和暦で記録してください。 この場合、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成25年1月1日 → 25,01,01」
22			月	半角 2文字
23			日	半角 2文字 <u>(注) 令和3年分以降の年間取引報告書を作成する場合には、記録をしないでください。</u>
24		整理番号	半角 14文字 書面の記載要領に準じて記録してください。 <u>(注) 令和3年分以降の年間取引報告書を作成する場合には、記録をしないでください。</u>	
25	勘定設定期間(平成30年～49年分)	整理番号	半角 14文字 書面の記載要領に準じて記録してください。 <u>(注) 令和3年分以降の年間取引報告書を作成する場合には、「口座開設者の整理番号」欄として、書面の記載要領に準じて記録してください。</u>	
26～224 (省 略)				

(55) 【国外送金等調書：350】

(表 省 略)

(56) 【国外証券移管等調書：373】

(表 省 略)

改 正 前

(53) 【非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書：387】

項番	項目名		入力文字基準	記録要領
1～19 (同 左)				
20	口座開設者	勘定設定期間(平成26年～29年分)	基準日の住所	全角 60文字以内 書面の記載要領に準じて記録してください。 <u>(追 加)</u>
21			年	半角 2文字 基準日を和暦で記録してください。 この場合、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成25年1月1日 → 25,01,01」
22			月	半角 2文字
23			日	半角 2文字 <u>(追 加)</u>
24		整理番号	半角 14文字 書面の記載要領に準じて記録してください。 <u>(追 加)</u>	
25	勘定設定期間(平成30年～49年分)	整理番号	半角 14文字 書面の記載要領に準じて記録してください。 <u>(追 加)</u>	
26～224 (同 左)				

(54) 【国外送金等調書：350】

(同 左)

(55) 【国外証券移管等調書：373】

(同 左)